

記者会見のオープン化に関しこれまで出された主な意見

- 放送業界の閉鎖性も改善が必要。
- 記者クラブ自体の存在やオープン性が問題ではなく、報道の自由が放送局等記者クラブに加盟する一部の者に限定されていることに問題がある。フリーの記者や通信メディアや全ての国民に公平に「知る権利」「アクセスし発信する権利」が保障されるべき。
- 誰でも会見に参加し、コミュニケーションの権利を保障する観点から、アジェンダに入れて議論すること自体は適当。
- 総務省の所管か否かに拘らず、アジェンダから外すことなく、30～50年先の大きな視点で議論してほしい。
- 独自に運営されている各記者クラブのルールをこの場で一元的に決めるのは無理がある。総務省には、記者クラブ制について方向性等を出す権限（根拠）はない。自主的ルールに行政が介入することになる。ただし、議論すること自体は構わない。
- 統治機関が、自主自律に拠って立つ言論機関に権限を行使すべきでない。自由の実践の問題であり、新聞にも深く関わる、との慎重意見に同感。
- ICTの受け手だけでなく発信主体としての市民を実現するため、記者クラブや記者室の自発的見直しや市民が発信する「クラブ」(場)の設置が重要。

記者会見のオープン化の状況についての調査結果

総務省公表資料から作成(平成22年3月26日現在)

A フリーランス記者、日本インターネット報道協会加盟社の記者等も一定の手続きを経て参加可(質問権などの制限なし)	
	内閣官房(内閣総理大臣)、内閣府(菅大臣、川端大臣、福島大臣、仙谷大臣、枝野大臣※1、原口大臣)、金融庁(金融庁主催)、公正取引委員会、消費者庁、総務省、法務省(本省)、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省(都道府県労働局の一部)、農林水産省、経済産業省、環境省※2
B フリーランス記者、日本インターネット報道協会加盟社の記者等も一定の手続きを経て参加可(質問権なし)	
	内閣府(前原大臣)、金融庁※3(記者クラブ主催)、厚生労働省※4(本省、都道府県労働局の一部)、国土交通省
C 日本新聞協会、日本民間放送連盟加盟社の記者等は、一定の手続きを経て参加可(質問権などの制限なし)	
	内閣府(中井大臣)、国家公安委員会、防衛省
D 記者クラブ加盟社の記者	
	内閣官房※5(官房長官)、宮内庁、法務省※6(地方検察庁、矯正管区)

※1 枝野大臣については、定例の閣議後会見とは別に、大臣主催の「オープン会見」を実施している。

※2 現在は、フリーランス記者は参加していない。また、4月から定例の閣議後会見とは別に、原則として全てのメディアを対象とした環境省(大臣)主催の「一般会見」を実施する予定

※3 質問権の付与について記者クラブ内で検討中

※4 記者クラブ加盟社以外の記者への情報提供のあり方等について検討中

※5 参加者の拡大について調整中

※6 記者クラブ以外の記者の参加等について検討中

<注1>

参加者の範囲等を制限している理由としては①セキュリティ上の問題、②記者会見場のキャパシティの問題、③実質的な質問の機会の確保があげられる。

※質問権の取扱は記者クラブ主催の会見では、クラブ側が決定するもの。

<注2>

一定の手続	事前登録(外務省)、参加資格者であることの確認(国家公安委員会)、記者クラブの幹事社の了解(その他多数)などが含まれる。
フリーランス記者	例えば、プロのジャーナリストとしての活動実績(雑誌等に掲載された執筆記事など)を持つ者を指す。
A、Bの参加者の等	「等」には、日本新聞協会、日本雑誌協会会員、日本民間放送連盟、在日外国報道協会会員など一定の団体の加盟社の記者が含まれる。
日本新聞協会、日本民間放送連盟加盟社の記者等	「等」には、以下が含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府(中井大臣)、国家公安委員会:原則、日本新聞協会、日本民間放送連盟加盟社又は日本雑誌協会に加盟する社に継続的に雇用される記者及び外国記者登録証保持者 ・防衛省:在日外国報道協会会員